

府中市

協働事業提案制度

平成31年度募集要領

府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、市民と市との協働によるまちづくりを進めています。

「協働事業提案制度」は、地域課題の解決に向け、市民（団体）と市が協働して実施するものです。

① 行政提案型協働事業

② 市民提案型協働事業

協働って??

協働とは、異なる立場の人たちが、それぞれ得意なことをいかし、協力して地域の課題を解決することを行います。

■ 事前相談期間

平成30年5月11日（金）～6月1日（金）

※要事前連絡

※事前相談がない事業については、書類の提出はできません。

問合せ先

（事前相談について）

府中市市民活動センター ブラッツ

〒183-0023 府中市宮町 1-100

電話：042-319-9703 FAX：042-319-9714

E-mail：info@fuchu-platz.jp

（制度について）

府中市市民協働推進部 協働推進課 協働推進係

〒183-8703 府中市宮西町 2-24

電話：042-335-4414 FAX：042-365-3595

E-mail：siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp



平成29年度行政提案型協働事業
「協働啓発動画」キャラクター

目 次

I	協働事業提案制度とは	1
1	協働事業提案制度とは	1
2	協働事業提案制度の種別	1
3	提案できる団体	1
4	対象事業	2
5	事業経費	2
6	協働事業提案制度のながれ	5
7	応募方法	6
	(1) 事前相談・提案書等の提出	
	(2) 市担当課との調整	
	(3) 提案書等の再提出	
8	選考	7
	(1) 選考方法	
	(2) 選考基準	
	(3) 選考結果通知	
9	事業実施	9
	(1) 市担当課と打合せ	
	(2) 事業の実施に係る留意事項	
	(3) 事業のPR	
10	事業の終了	10
	(1) 事業の振り返りの実施	
	(2) 報告会の開催	
II	「行政提案型協働事業」募集テーマ	11
III	必要な書類とその記入方法【市民提案型協働事業】	14
IV	必要な書類とその記入方法【行政提案型協働事業】	25
V	総合計画該当チェックシート	34
VI	よくある質問	37
VII	提案型協働事業審査基準	41
VIII	府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱	42

I 協働事業提案制度とは

1 協働事業提案制度とは

この制度は、市民の皆さんのアイデアやノウハウを生かした事業の提案を募集し、市民と市の協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。

2 協働事業提案制度の種別

協働事業提案制度には、次の2種類があります。

市民提案型協働事業

市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度です。

行政提案型協働事業

市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度です。

※ 平成31年度の募集テーマについては、P.11をご参照ください。

3 提案できる団体

次の要件を全て満たす団体が対象となります。

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
府中市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。	府中市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること、又は府中市内で活動する5人以上の構成員で組織されていること。
・ 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。 ・ 適切な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。 ・ 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。 ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にないこと。 ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員の統制下にないこと。	

4 対象事業

- (1) 地域課題や社会的な課題の解決に向けて、対象団体が自ら企画・提案し、役割分担に基づいて市と協働で実施する事業で、具体的な効果が期待できる事業。
- (2) 原則として単年度で完了する事業。

※ PDCAサイクルの観点から、同一事業について2か年分の事業を提案することが可能です。

〈2か年分の事業提案について〉

平成31年度募集事業より、2か年分の事業提案が可能になりました。これにより、2か年で採択された場合は、2年目の公開プレゼンテーションを省略することができます。ただし、2年目の事業については、平成32年度予算の可決後に正式に実施が決定されます。

※ 目標・成果の設定や事業の発展性から、単年度での実施が望ましいと判断された場合は、単年度事業として採択される場合もありますが、翌年度に再提案することも可能です。

※ これまで通り、単年度での実施についての提案も可能です。

＜以下の事業は対象外＞

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
・ 営利を目的とするもの ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの ・ 施設等の建設及び整備を目的とするもの ・ 政策立案のための調査など、政策の提案に関するもの ・ 学術的な研究事業に関するもの ・ 地区住民の交流事業等の親睦のみを目的とするもの	
・ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受けているもの ・ その他市長が不適当と認めるもの	—

5 事業経費

市民提案型協働事業は「補助金」、行政提案型協働事業は原則「委託料」となります。

- (1) 上限額

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額で、上限50万円の補助金。	※ 各事業の委託料については、P.12～の事業概要書のとおり。

※ 本事業については、平成31年度予算の可決後に正式に実施が決定されます。

(2) 対象経費

実施する事業に直接要する必要不可欠な経費が対象です。団体の経常的な運営にかかる経費は対象外となります。

科目	対象となる経費の例	市民提案型	行政提案型
報償費 (謝礼金)	外部から招へいする講師・専門家等に対する謝礼 ※ 団体構成員に対する謝礼は不可。ただし、講演会などで団体構成員が講師となる場合は可。 ※ 講師謝礼としての図書券、商品券等の金券、菓子折り等は対象外。 ※ <u>金額については原則として P.4 府中市謝礼金に関する基準単価（抜粋）を上限に算出してください。</u> (原則に沿えない場合は事前にご相談ください。)	対象	対象
消耗品費	協働事業の実施のために必要な文具・用紙等事務用消耗品費、材料費 ※ 短期間、又は一度の使用で消費されてしまうもの、長期間の保存に耐えないもの。	対象	対象
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、事業を周知するためのチラシ・ポスター等の印刷費、事業成果物（パンフレット等）の印刷費	対象	対象
通信運搬費 (郵送・交通費)	資料や案内等を送付するための郵送料（切手、はがき代等）、打合せや事業実施のために要する交通費 ※ 外部から招へいする講師・専門家の交通費は謝礼に含める。	対象	対象
保険料	事業に係る保険料	対象	対象
使用料・賃借料	打合せや事業実施のために必要な会場使用料、事業実施のために必要な資機材のレンタル料	対象	対象
設営費	事業実施のために必要な会場の舞台装置・設備等の設営費	対象	対象
賄費	事業実施当日に、1 日を通して事業を実施する場合や、外部講師が講演等を行う際の飲食代 ※ 事業実施者が消費するための飲食代は対象外。 ※ 弁当代 700 円以内（飲料等含む）	対象外	対象

<以下の経費は対象外>

- ・団体等の運営に係る人件費
- ・日常の団体運営や活動に要する消耗品費、備品費
- ・事務所の賃借料、光熱水費・・・など

(3) その他

ア 事前に見積りを徴取している場合は、書類の提出の際に添付してください。

イ 市民提案型協働事業の補助金・行政提案型協働事業の委託料は、ともに「前払い」となります。

ウ 行政提案型協働事業は、原則「委託事業」となりますが、収益事業ではなく「精算」となりますので、ご承知おきください。



ご注意ください！



支出してしまった経費であっても、内容が適切でないものについては対象外となり、返還していただくことになります。疑問がある場合は、**支出する前**にご相談ください。

また、事業の実績額が、すでに交付した額を下回る場合は差額を返還していただくことになりますので、ご承知おきください。

府中市謝礼金に関する基準単価（抜粋）

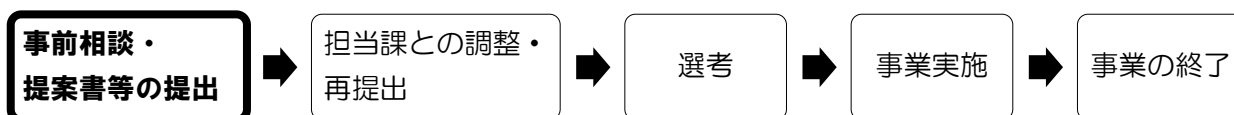
分類	講師等の区分	謝礼基準 (1 時間当たり)
知識・教養等の講座及び講習会に係る謝礼金	大学教授、医師、弁護士、公認会計士、著名民間学者、一流ジャーナリスト、民間企業最高管理者層、国局部長級	13,000 円以内
	大学准教授、短期大学教授、民間専門研究家、民間企業上級管理者層、国課長級、弁理士、不動産鑑定士、高等専門学校教授、校長（都職員を除く）	11,500 円以内
研修会、講演会等に係る謝礼金	大学講師、短期大学准教授・講師等、民間技術者、民間企業下級管理者層、税理士、国課長補佐級、高等専門学校准教授・教頭（都職員を除く）、NPO 法人役員	10,000 円以内
	大学助手、民間一般技能者、民間企業監督者層以下、国係長級以下、教諭（都職員を除く）	9,000 円以内
	上記以外の方（知識経験者、各種専門家、NPO 法人役員以外等）	7,000 円以内
健康増進・スポーツ・レクリエーション・及び文化センター事業、公民館講座の料理・趣味実用講座に係る謝礼金	市内文化団体・体育団体・自主グループ等の指導者	
	指導員（3 人以上）…全指導員合計の謝礼額の上限は 1 時間あたり 6,500 円	6,500 円以内
	指導員（1 人又は 2 人）…1 人当たりの謝礼額の上限は 1 人当たり 3,000 円	3,000 円以内
	体育・レクリエーション等の指導者	
	主任指導者（A）	3,800 円以内
	主任指導者（B）	2,800 円以内
	サブ指導者	1,900 円以内
	アシスタント 体育指導員	1,300 円以内

6 協働事業提案制度のながれ

時期	内容	備考
平成30年 5月	○広報掲載（5月11日号） ○募集開始（5月11日～） ○募集要領公表 ○説明会開催（5月18日 午後2時～）	市民活動センターで説明会を開催します。
6月	○事前相談（6月1日〆切）※必須 ○提案書等の提出（6月8日〆切） ○市担当課との調整	事業実施計画書や予算書等、可能な範囲で書類を記載の上、企画している事業のイメージを事前に <u>市民活動センター</u> に相談してください。
7月	○提案書等の再提出（7月4日〆切）	担当課との調整後、修正のうえ、書類を <u>協働推進課</u> に再提出してください。
8月	○公開プレゼンテーション（8月上旬）	※ 本事業は、平成31年度予算の可決後に、正式に実施が決定されます。
9月	○公開プレゼンテーション結果通知 ○内容等の調整及び書類の再提出	選考の結果、付帯条件がある場合は市担当課と調整のうえ、 <u>協働推進課</u> に書類を再提出してください。
3月	○平成31年度予算の可決（3月下旬）	
平成31年 4月～	—事業実施— ○事業実施に向けた打合せ ○事業実施 ○事業の終了	
平成32年 5月	平成31年度提案型協働事業報告会	※ 2か年分の提案事業が採択された場合は中間報告となり、平成33年5月に開催予定の「平成32年度提案型協働事業報告会」にもご出席いただきます。

※ 平成30年5月28日（月）午後1時30分から、平成29年度提案型協働事業報告会を、市民活動センター6階第2会議室で開催します。

7 応募方法



(1) 事前相談・提案書等の提出

ア 事前相談

提案団体が企画・検討している事業のイメージを把握するため、事前相談を必須としています。必ず、期間中（5月11日（金）から6月1日（金）まで）に提出書類を記載のうへ、市民活動センターにお持ちください。

※ 事業のイメージを把握することを目的に行うため、提出書類については、未記入の箇所があっても構いません。

※ 提出書類を事前にメール等で送っていただくと、打合せがスムーズになります。

イ 提案書等の提出

事前相談を踏まえ、書類に修正がある場合は、6月8日（金）までに市民活動センターへご提出ください。

※ 提出いただく書類は、市担当課との打合せや選考に用いられますので、未記入の箇所がないよう、ご注意ください。

※ 事前相談期間中に相談がない事業については、書類の提出はできません。

※ 締切直前は混み合うことが想定されますので、お早目にご提出くださいますようお願いをお願いいたします。

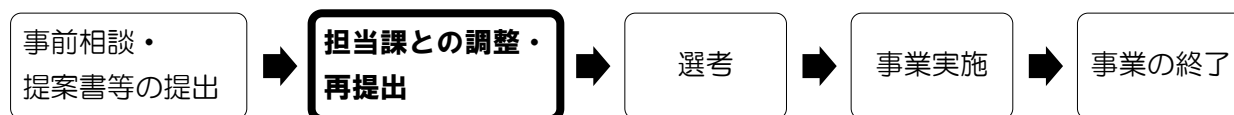
ウ 提出書類

事業の提案に当たっては、次の書類を提出してください。

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
・府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）	・府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）
・事業収支予算書 ・見積書の写し（※徴取している場合のみ） ・団体概要書 ・団体の定款・規約・会則 ・役員・会員名簿	

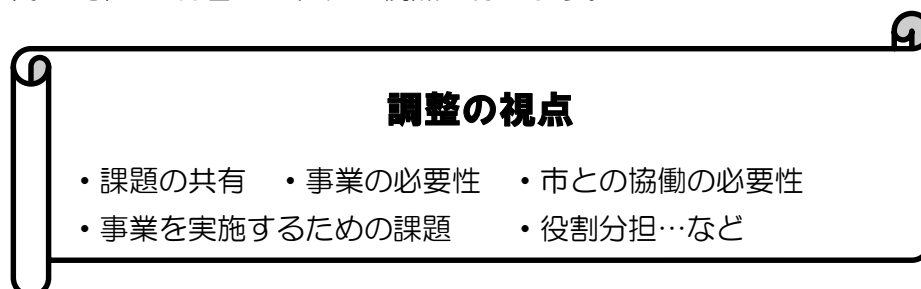
エ その他

- ・応募に係る費用（紙代等）は、応募団体の負担とします。
- ・提出いただいた書類等は返還いたしませんので、必ず写しを保管しておいてください。
- ・応募は1団体につき、1制度1事業（1提案）とします。



(2) 市担当課との調整

実効性の高い効果的な協働事業とするため、提出いただいた書類をもとに、具体的な事業内容について、提案団体と市担当課、市民活動センター及び協働推進課とで調整を行います。なお、市担当課との打合せは、次の視点で行います。

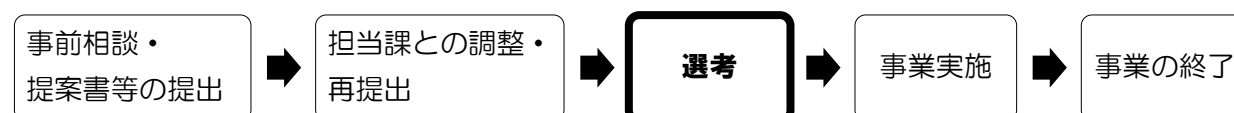


※ 調整の結果、協働事業としての実施上の課題を整理することができなかった場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできません。

(3) 提案書等の再提出

市担当課との調整を受けて、協働事業内容や予算の見直し等修正が必要となった場合は、提案書を再提出いただきます。提案書等は選考に用いられますので、7月4日（水）までに、協働推進課へ、ご提出ください。

8 選考



(1) 選考方法

選考は提出いただいた書類と公開プレゼンテーションで行います。

公開プレゼンテーションは、①提案団体及び市担当課によるプレゼンテーション、②審査員との質疑で行います。

※ 提案書を提出しても、プレゼンテーションに参加しない場合は、選考の対象となりません。また、選考の時点では、提案された事業の実施が保証されるものでもありませんのでご注意ください。

※ 公開プレゼンテーションの日程や時間帯など、詳細は後日お伝えします。

(2) 選考基準

次の表で掲げる項目について、審査員が点数化します。(P.41 審査基準を参照)

審査項目	審査の視点（ポイント）
提案内容	・ 地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。 ・ 新しい視点と創意により組み立てられた事業か。
事業の妥当性	・ 不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わるものがふさわしい事業であるか。 ・ 事業内容や実施方法は具体的かつ現実的に考えられているか。 ・ 事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。 ・ 費用対効果の視点に立った検討がされているか。
事業成果	・ 事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。 ・ 多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。
協働の必要性	・ 課題解決のために協働という手法が必要か。 ・ 団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ・ 課題解決のために協働を行う事によって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。
実現可能性	・ 事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制などがあると認められる団体か。 ・ 団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。 ・ 実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。 ・ 提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。

(3) 選考結果通知

事業の選考結果は、提案団体及び市担当課に通知します。

事業が採択された場合、次の書類を9月28日（金）までに協働推進課へご提出ください。

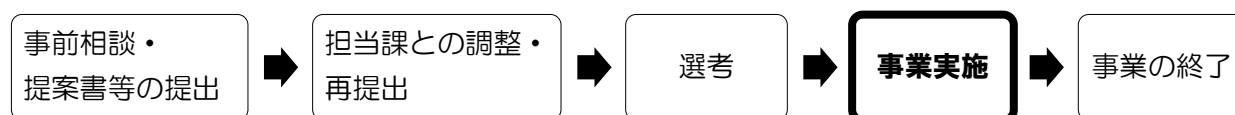
なお、選考の結果、付帯条件がある場合は、市担当課と調整のうえ、ご提出ください。

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
・ 府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書（要押印） ・ 府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（※付帯条件を踏まえて変更がある場合）	・ 府中市行政提案型協働事業提案申込書（要押印） ・ 府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（※付帯条件を踏まえて変更がある場合）
・ 事業収支予算書（※付帯条件を踏まえて変更がある場合） ・ その他すでに提出しているものから変更があった書類	

※ 本事業は、平成31年度予算の可決後に、正式に実施が決定されます。

※ 2年目の事業は平成32年度予算の可決後に、正式に実施が決定されます。

9 事業実施



※ **ここからの手続は、平成31年度予算可決後の、平成31年3月下旬以降からとなります。**

(1) 市担当課と打合せ

事業決定後、実施に向けて、協働相手となる市担当課と、事業目的や内容、役割分担等について、改めて打合せを実施します。

(2) 事業の実施に係る留意事項

ア 事業を進めるに当たっては、定期的に情報や意見を交換しながら、「協働の原則」に基づいて実施してください。

イ 事業開始後は、原則として、事業内容や補助金額及び委託料の変更はできません。

なお、やむを得ない事情により、事業途中で事業内容等に大幅な変更が必要となる場合や、事業を中止しなければならない場合等は、分かり次第早急に、かつ必ず事前に、市担当課及び協働推進課に相談してください。

また、2 か年の事業提案を採択された場合で、2年目の事業を取り下げる場合や、単年度事業として採択され、翌年度も事業を継続して実施したい場合（再提案）についても、必ず市担当課と調整のうえ、協働推進課に相談してください。

ウ 提案書等に係る全ての記載事項は、本事業の目的・趣旨の範囲で、協働事業の具体的な事例として、個人情報を除き、市ホームページ等で事例としてご紹介させていただきます。

エ 事業実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

(3) 事業の PR

協働事業の実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等に「平成31年度府中市市民提案型協働事業」又は「平成31年度府中市行政提案型協働事業」と明記してください。

※ 団体内部や市との打合せに用いる資料等への明記は不要です。

●「協働の原則」とは？

（「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋）

1 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを、相互に理解・認識する必要があります。

2 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

3 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

4 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

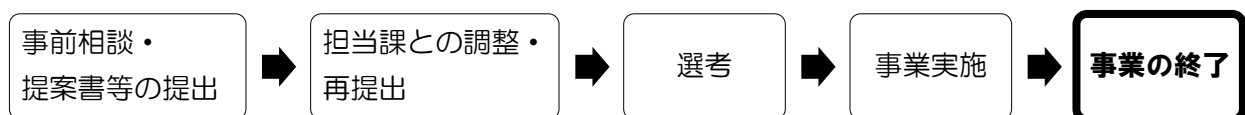
5 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

6 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

10 事業の終了



(1) 事業の振り返りの実施

ア 事業終了後、速やかに市担当課と事業の振り返りを行ってください。

イ 振り返りの結果を踏まえて、事業終了後30日以内に「実績報告書」を協働推進課に提出してください。

※ 3月に実施した事業でも、3月31日までに「実績報告書」を提出してください。

(2) 報告会の開催

事業実施の翌年度、事業の実施結果や成果、協働で実施した際の課題や気づき、改善点等を発表する「報告会」に出席してください。

Ⅱ 「行政提案型協働事業」募集テーマ

平成31年度の募集テーマは、次の表のとおりです。

各事業の事業概要書を確認し、テーマに沿った事業を提案してください。

事業テーマ	募集概要	主管部課名
バリアフリーマップ作成	バリアフリーマップの作成における事業の企画・立案、マップの構成・提供方法の検討、掲載項目の検討・調査、作成・納品等	福祉保健部 地域福祉推進課

府中市行政提案型協働事業 事業概要書

事業テーマ	バリアフリーマップ作成			
1 この事業を提案した理由や背景				
本市では高齢者、障害のある人を含めた全ての人が安全で、安心して、かつ快適に暮らし、また訪れることができるまちづくりを進めている。その中で、高齢者や障害のある人、子育て中の人などが日常生活上の外出をスムーズに行えるよう、また本市に安心して訪れてもらえるようバリアフリーマップを作成する必要がある。				
2 提案事業に関し、現在市で取り組んでいることと、その課題				
【取り組み】 既存のバリアフリーマップは平成21年4月改訂版が最新であるが、情報が古く、内容も公共施設等の施設情報が主なためマップとしての機能に乏しい。平成29年度に、担当職員が今後の全面改訂に向けて、府中駅周辺の点字誘導ブロックなどの調査を行い、とりまとめたものを平成30年4月から市のホームページに掲載している。				
【課題】 ① 調査を行うためのマンパワー不足 ② 作成に当たってのノウハウが乏しい				
3 総合計画上の位置付け	施策番号	026	施策名称	福祉のまちづくりの推進
4 事業の目的と協働により達成したい目標				
高齢者や障害のある人を含む市民の意見、要望を取り入れることにより、必要な方々が使いやすく、役に立つバリアフリーマップを作成することで、連携・協働で進める福祉のまちづくりを推進する。				
5 市の役割・市民の役割として想定すること				
※担当課において現状想定している内容のため、三者協議の中で変更する可能性があります。				
【市の役割】 事業の企画・立案補助、マップの構成・提供方法の検討補助、掲載項目の検討・調査補助、打合せ会場の確保、市担当課との調整等				
【市民の役割】 事業の企画・立案、マップの構成・提供方法の検討、掲載項目の検討・調査、作成・納品等				

6 協働で事業を実施することによって見込まれる事業効果	
協働にて事業を行うことにより、地域福祉計画において、目標に掲げる以下のソフト面でのバリアフリーの充実が図られる。 ① 高齢者や障害者等の気持ちに寄り添い、互いに理解し助け合う福祉意識の醸成を図る「心のバリアフリー」 ② わかりやすく利用しやすい情報提供を目指す「情報のバリアフリー」 ③ 高齢者や障害者等の当事者を含む市民の意見や要望を取り入れることにより幅広く使いやすい制度の整備を推進する「制度のバリアフリー」	
7 事業経費（予定額） ※あくまでも想定している金額であり、事業経費を確保するものではありません。	要相談 ※平成 31 年度予算については、平成 31 年 3 月に開催予定の議会における予算案の議決が必要です。
8 担当者からのメッセージ	
行政の立場では気が付かない点など市民の方々と一緒に役に立つバリアフリーマップを作成したいと考えています。また作っただけで終わらない、次につながる取り組みにしていきたいと考えています。	
9 担当課	福祉保健部 地域福祉推進課 社会福祉係

Ⅲ 必要な書類とその記入方法【市民提案型協働事業】

【府中市市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)】

2か年分の事業の提案する場合、提案書（事業実施計画書）の横に（1年目）、（2年目）と記入してください。

1 第6次総合計画の位置付け

P.34～36 に記載の総合計画該当チェックシートを確認のうえ、該当する施策番号及び施策名を記入してください。

2 事業の目的及び必要性

事業を計画した背景にある地域課題や行政課題について、課題の解決や市民サービスの向上をねらいにしていることを、整合性、市民要望など、根拠も示して記入してください。

3 事業実施時期

事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。

4 実施場所

事業を行う予定や想定している場所を記入してください。

5 対象者

どういった方を対象としているか（例 市民、20歳以上の女性、子育て中のママ、60歳以上の男性など）を記入してください。

6 実施内容

どのような内容の事業を行うかを記入してください。

7 市担当課

提案事業の協働先である市の担当課を記入してください。（複数の協働先がある場合は全て記入してください。）

8 他団体との連携

他団体との連携の有無について記入してください。ある場合は団体名も記入してください。

9 期待する事業成果

事業を実施することにより、市民にとってどのような効果や成果があるかを記入してください。

10 事業の成果の活用方法及び将来の展望

事業の成果をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを記入してください。

※ 2か年分の事業の提案を考えている場合、2か年行うことにより、どのようにステップアップしていくか記入してください。

11 協働の必要性

協働の手法で市と事業を実施する必要性について記入してください。

12 役割分担

協働事業を実施するに当たって、団体が担う役割と市の担当課が担う役割をそれぞれ記入してください。

13 協働することによるメリット

協働の手法で市と事業を実施するメリットをそれぞれ記入してください。

14 協働することによる相乗効果

協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。

15 事業実施スケジュール

事業の具体的なスケジュールと内容などを、時系列でできるだけ詳しく記入してください。

(いつ、どこで、だれと、だれを相手に、どのように、何をするか、など。)

※ 別紙で作成いただいても構いません。(その場合、記入欄に「別紙のとおり」と記入してください。)

16 事業のアピールポイント

創意工夫した点や、事業への思いなどを記入してください。

17 総事業費

事業実施に係る金額を記入してください。なお、「事業収支予算書」と金額を合わせてください。

※ 2か年分の事業の提案を考えている場合は、1年目の事業については1年目に係る費用を、2年目の事業については2年目に係る費用をそれぞれ記入してください。

【事業収支予算書】

2か年分の事業の提案を考えている場合は、収支予算書の横に(1年目)、(2年目)と記入し、1年目の事業については1年目に係る費用を、2年目については2年目に係る費用をそれぞれ記入してください。

1 収入の部

交付要望額や自主財源等、事業に係る収入を記入してください。

参加費を徴収する事業も可能ですので、今後の自立性や継続性確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。

2 支出の部

費目ごとに分類し、事業に係る支出を記入してください。

また、各費目の積算内訳(品目、単価、数量等)を明示してください。

【府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書】〈採択された場合のみ〉

1 団体所在地

事務所がある場合は事務所の所在地を、事務所がない場合や任意団体の場合は代表者の自宅の所在地を記入してください。

2 団体名

団体名称を記入してください。

3 代表者名

法人の場合は理事長名、任意団体は代表者の名前を記入し、理事長の印、又は代表者の個人印を押印してください。

※ 「〇〇会の印」ではなく、「〇〇会会長の印」を押印してください。

4 事業責任者氏名

提案に係る責任者を記入してください。（代表者と同一の場合は「代表者に同じ」と記入してください。）

5 事業名

提案する事業の名称を簡潔・明瞭に設定してください。

なお、「府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」も同様の名称を記入してください。

6 事業実施時期

事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。

7 総事業費

事業実施に係る金額を記入してください。なお、「提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」と金額を合わせてください。

8 交付要望額

総事業費のうち、対象経費となる金額の2分の1の額で、上限額が50万円までの金額を記入してください。

（例 総事業費100万円、対象経費70万円の場合、35万円が補助金申請額となります。）

※ 2か年分の事業の提案を考えている場合は、平成31年度（1年目）の金額を記入してください。（2か年事業で採択された場合、2年目の要望書は、翌年度に提出していただきます。）

2か年分の事業の提案を考えている場合、
(1年目)、(2年目)と記入してください。

府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（1年目）

P.35～「総合計画該当チェックシート」を参考に記入してください。 第6次総合計画の位置付け	名 名	〇〇〇会 市民協働啓発動画の制作
	(後期基本計画の施策番号及び施策名を記入してください。) 施策番号【57】 施策名【市民活動の促進と市民協働の推進】	
事業の目的及び必要性		(どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。) (現状と課題) 府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めているが、平成29年に実施した市政世論調査において、「協働」の言葉も意味も知らないと回答した市民が45%にのぼり、協働の認知度に課題がある。また協働の意義や利点をそのまま解説しても、市民にすんなり理解してもらうのは難しい。 (必要性) そのため、市民の目線から、親しみやすく、わかりやすい市民協働啓発のアニメーション動画を制作することで、より多くの市民に協働を意識してもらい、市民活動の活性化や市民協働のより一層の推進を図ることができる。
提案内容	事業実施時期	平成31年4月1日から11月30日まで（予定）
	実施場所	市民活動センターほか（予定）
	対象者	市民
	実施内容	市民協働啓発動画の企画、制作。 多様なアニメ風キャラクターが協働をテーマにしたトークを展開する。 声優やキャラクター名を広報等により公募し、多くの市民を巻き込みながら誰もが親しみやすいアニメーション動画を制作する。
	市担当課	協働推進課
	他団体等との連携	有（想定している団体等）・無
事業成果	期待する事業成果	(実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。) 協働に対する関心と理解を高めることができる。
	事業成果の活用方法及び将来の展望	(どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。) 完成した動画をイベントやホームページで公開する。また、SNS等で広く一般に拡散し、長期にわたって閲覧機会を提供する。

協働の意義及び役割分担	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 声優やキャラクター名の募集など、市民を巻き込みながら動画を制作していくためには、市の力が必要である。また、打合せ会場の確保など、当会だけでは限界がある。さらに、完成した動画は市の広報媒体等を活用して、市内全域に広げ、より多くの市民の目に触れるようにする必要がある。 市においても、協働の認知度を上げていくことが望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。		
	協働することによるメリット	(団体のメリット) 生活者の視点からITを考えることを趣旨としている当団体にとって、より一層の活動展開を図るきっかけになる。 (市のメリット) 行政単独よりも、市民に親しみやすい市民目線の動画を制作することができる。協働がわかりやすく伝わり、認知度が向上する。		
	協働することによる相乗効果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 協働に対する市の取り組み、団体活動に対する関心と親近感を高めることができる。		
	役割分担	(団体の役割) 企画、運営。動画の構成、編集などの作業全般。 (市の役割) 出演者の手配および連絡、会場確保、広報など。		
実現性(実施スケジュール)	時期	内容		
	平成31年4月 平成31年5月 平成31年6月 平成31年7月 平成31年8月 平成31年10月 平成31年11月 平成31年12月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。) ・団体と市の打合せ ・キャラクター、シナリオ案の作成(団体) ・声優の募集(市)、キャラクター名の募集 ・声優オーディションの実施(市・団体) ・収録の実施(市・団体) ・完成、納品(団体) ・広報・市ホームページ掲載(市)、イベントでのPR(市・団体) ・振り返りの実施(市・団体)、報告書提出(団体)		
事業のアピールポイント		(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。) 啓発動画を通じて、声優やキャラクター名の応募など、老若男女、どのような形で参加することができ、アニメーション制作という非日常の場に携わることができます。参加することで興味がわき、取組への共感も得られ、さらに共に創りだす感動を味わうことができます。多くの方に参加いただき、協働の輪を広げていきましょう!		
総事業費		380,000 円※②	交付 要望額	190,000 円※①
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり				

2か年分の事業の提案を考えている場合、
(1年目)、(2年目)と記入してください。

府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（2年目）

団 体 名	〇〇〇会	
事 業 名	市民協働啓発動画の制作	
第6次総合計画の位置付け	(後期基本計画の施策番号及び施策名を記入してください。) 施策番号【57】 施策名【市民活動の促進と市民協働の推進】	
事業の目的及び必要性	(どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。) (現状と課題) 府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めているが、平成29年に実施した市政世論調査は、協働の意義や利点を知らないと回答した市民が45%にのぼり、1年目の提案書と同内容とそのまま解説しても、協働の意義や利点を理解するのは難しい。 (必要性) そのため、わかりやすい市民協働啓発のアニメーション動画を制作することで、より多くの市民に協働を意識してもらい、市民活動の活性化や市民協働のより一層の推進を図ることができる。	
提案内容	事業実施時期	平成32年4月1日から11月30日まで（予定）
	実施場所	市民活動センターほか（予定）
	対象者	市民
	実施内容	① 市民協働啓発動画の続編の企画、制作。 1作目に登場したキャラクターが、実際に行われている協働事例を紹介し、動画を見た人がより具体的に協働をイメージしやすい内容にする。 ② 市内事業者との協働による啓発動画キャラクターの活用や、アンケートの実施など、さらに多くの市民を巻き込むことで、参加・共感・共創・感動の、協働のプロセスを広げていく。
	市担当課	〇〇〇〇課
	他団体等との連携	有（想定している団体等 市内事業者等）・無
	成果	(実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。) 協働に対する関心と理解を高めることができる。
成果	事業成果の活用方法及び将来の展望	(どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。) 1年目は協働を知らない人や興味がない人に興味を持ってもらえるようアプローチする。2年目はその続編として、より具体的に協働をイメージできるよう、協働の事例を交えながら紹介する内容とする。

2か年分の事業の提案を考えている場合、2か年行うことにより、どのように事業がステップアップしていくか記入してください。

		さらに、市内事業者に啓発動画キャラクターの活用や、アンケートの実施など、多くの市民を巻き込みながら協働の輪を広げていく。	
協働の意義及び役割分担	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 協働事例の紹介や取材の交渉、事業者の協力依頼には、市の力が必要である。また、打合せ会場の確保など、当会だけでは限界がある。さらに、完成した動画は市の広報媒体等を活用して、市内全域に広げ、より多くの市民の目に触れるようにする必要がある。 市においても、協働の認知度を上げていくことが望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。	
	協働することによるメリット	(団体のメリット) 生活者の視点からITを考えることを趣旨としている当団体にとって、より一層の活動展開を図るきっかけになる。	
		(市のメリット) 行政単独よりも、市民に親しみやすい市民目線の動画を制作することができる。協働がわかりやすく伝わり、認知度が向上する。	
	協働することによる相乗効果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 協働に対する市の取り組み、団体活動に対する関心と親近感を高めることができる。	
	役割分担	(団体の役割) 企画、運営。動画の構成、編集などの作業全般。	
(市の役割) 出演者の手配および連絡、会場確保、広報など。			
実現性(実施スケジュール)	時期	内容	
	平成32年4月 平成32年5月 平成32年6月 平成32年7月 平成32年10月 平成32年11月 平成32年12月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。) ・団体と市の打合せ ・協働事例の紹介・取材交渉(市)、シナリオの作成(団体) ・収録の実施(市・団体) ・キャラクター活用PRチラシの作成(団体)、市内事業者へ活用の依頼(市) ・動画の完成、納品(団体) ・広報・市ホームページ掲載(市)、イベントでのPR(市・団体) ・振り返りの実施(市・団体)、報告書提出(団体)	
事業のアピールポイント		(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。) 啓発動画を通じて、声優やキャラクター名の応募など、老若男女、どのような形でも参加することができ、アニメーション制作という非日常の場に携わることができます。参加することで興味がわき、取組への共感も得られ、さらに共に創りだす感動を味わうことができます。多くの方に参加いただき、協働の輪を広げていきましょう！	
総事業費		350,000 円※②	交付 要望額 175,000 円※①
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり			

2か年分の事業の提案を考えている場合、
(1年目)、(2年目)と記入してください。

事業収支予算書(1年目)

団体名	〇〇〇会		
事業名	市民協働啓発動画の制作		
1 収入の部	自己資金、入場料、広告料、 協賛金、会費、売上金 等		$\frac{(\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}+\textcircled{10}) \times 1/2}{2}$ ※対象経費合計(A) (但し、500,000円を限度)
科			
補助		①190,000円	※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」の交付要望額と同額
自主財源	自己資金	190,000円	
		円	
合計		②380,000円	※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」の総事業費と同額

2 支出の部

科 目	金 額	経 費 の 明 細
対象経費		
報償費(謝礼金)	③15,000円	声優謝礼 3,000円×5人
消耗品費	④102,000円	動画編集ソフトウェア 38,000円 画像編集ソフトウェア 4,000円 USBメモリ/HDD・ケーブル(データ保管・変換用) 50,000円 ・文具・用紙・トナー代(絵コンテ作成・写真出力用) 10,000円
印刷製本費	⑤0円	
通信運搬費	⑥3,000円	交通費 3,000円(スタジオ→府中間)
保険料	⑦0円	
使用料及び賃借料	⑧260,000円	スタジオ使用料 50,000円 イラスト制作費 150,000円 音楽効果費 60,000円
設営費	⑨0円	
その他	⑩0円	
小計(A)	380,000円	
対象外経費		
食糧費	0円	
小計(B)	0円	
合計(A+B)	②380,000円	※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」の総事業費と同額

2か年分の事業の提案を考えている場合、
(1年目)、(2年目)と記入してください。

事業収支予算書(2年目)

団 体 名	〇〇〇会
事 業 名	市民協働啓発動画の制作

1 収入の部

科 目	金 額	財 源 の 明 細
補 助 金	①175,000 円	※「市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」の交付要望額と同額
自主 財源	自己資金	175,000 円
		円
合 計	②350,000 円	※「市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」の総事業費と同額

2 支出の部

科 目	金 額	経 費 の 明 細
対 象 経 費	報償費（謝礼金）	③15,000 円
	消耗品費	④22,000 円
	印刷製本費	⑤50,000 円
	通信運搬費	⑥3,000 円
	保険料	⑦0 円
	使用料及び賃借料	⑧260,000 円
	設営費	⑨0 円
	その他	⑩0 円
	小計（A）	350,000 円
対 象 外 経 費	食糧費	0 円
	小計（B）	0 円
合 計（A+B）	②350,000 円	※「市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」の総事業費と同額

団 体 概 要 書

団 体 名	〇〇〇会		
代 表 者	フリガナ フチュウの 氏 名 府中太郎		
所 在 地 (連絡先)	住 所 〒 — 上に同じ		
	電話 042-335-4414	FAX 042-365-3595	
	E-Mail siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp		
連絡責任者	住 所 〒 —		
	フリガナ 氏 名 上に同じ		
	電話	FAX	
	E-Mail		
設立年月日	平成25年4月1日		
会 費 等	入会金 (5,000円) 会 費 (年・月2,000円)		
活 動 内 容 (活動目的などを記入してください。)	ウェブサイトの製作・運営及びIT講座の企画実施を通して、地域コミュニケーションの活性化を図るとともに、情報化社会の推進に貢献する。		
直近2年の活動実績及び当該年度の活動予定	年 度	内 容	年間活動経費
	平成28年度	・ウェブサイトの運営 ・ICT勉強会の実施	100,000円
	平成29年度	・ウェブサイトの運営 ・ICT勉強会の実施	100,000円
	平成30年度	・ウェブサイトの運営 ・ICT勉強会の実施	100,000円

当該年度（申請書を提出する年度）の活動予定を記載してください。

〈 採択された場合のみ提出してください 〉

府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書

平成**年 **月 **日

提出日（採択の通知があった日から、9月30日まで）

府中市長

団体所在地 府中市宮西町2-24
団体名 ○○○会
代表者名 代表 府中 太郎
事業責任者氏名 代表者に同じ
電 話 042 (335) 4414

平成31年度補助金を、次のとおり交付されるよう要望します。

事業名	市民協働啓発動画の制作
事業実施時期	平成31年4月1日から11月30日まで（予定）
総事業費	380,000 円 ※②
交付要望額	190,000 円 ※①
添付書類	1 事業実施計画書 2 事業収支予算書 3 団体概要書 4 団体の定款又は会則 5 団体の会員名簿

2か年分の事業の提案を考えている場合でも、平成31年度（1年目）の金額を記入してください。

Ⅳ 必要な書類とその記入方法【行政提案型協働事業】

【府中市行政提案型協働事業提案書(事業実施計画書)】

2か年分の事業の提案する場合、提案書(事業実施計画書)の横に(1年目)、(2年目)と記入してください。

1 事業の目的・必要性

事業を計画した背景にある地域課題や行政課題について、課題の解決や市民サービスの向上をねらいにしていることを、整合性、市民要望など、根拠も示して記入してください。

2 事業実施時期

事業の実施日(イベント等を行う予定の日)を記入してください。

3 実施場所

事業を行う会場を記入してください。

4 対象者

どういった方を対象としているか(例 市民、20歳以上の女性、子育て中のママ、60歳以上の男性など)を記入してください。

5 実施内容

どのような内容の事業を行うかを記入してください。

6 他団体との連携

他団体との連携の有無について記入してください。ある場合は団体名も記入してください。

7 期待する事業成果

事業を実施することにより、市民にとってどのような効果や成果があるかを記入してください。

8 事業の成果の活用方法及び将来の展望

事業の成果をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを記入してください。

※ 2か年分の事業の提案を考えている場合、2か年行うことにより、どのようにステップアップしていくか記入してください。

9 協働の必要性

協働の手法で市と事業を実施する必要性について記入してください。

10 協働することによるメリット

協働の手法で市と事業を実施するメリットをそれぞれ記入してください。

11 協働することによる相乗効果

協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。

12 役割分担

協働事業を実施するに当たって、団体が担う役割と市の担当課が担う役割をそれぞれ記入してください。

13 事業実施スケジュール

事業の具体的なスケジュールと内容などを、時系列でできるだけ詳しく記入してください。

い。(いつ、どこで、だれと、だれを相手に、どのように、何をするか、など。)

※ 別紙で作成いただいても構いません。(その場合、記入欄に「別紙のとおり」と記入してください。)

14 事業のアピールポイント

創意工夫した点や、事業への思いなどを記入してください。

【事業収支予算書】

2か年分の事業の提案を考えている場合は、収支予算書の横に(1年目)、(2年目)と記入し、1年目の事業については1年目に係る費用を、2年目については2年目に係る費用をそれぞれ記入してください。

1 収入の部

市委託料や自主財源等、事業に係る収入を記入してください。

受益者負担の観点から、参加費を徴収する事業も可能ですが、委託料に係る収入は市の歳入になりますのでご承知おきください。

2 支出の部

費目ごとに分類し、事業に係る支出を記入してください。

また、各費目の積算内訳(品目、単価、数量等)を明示してください。

【団体概要書】

市民提案型協働事業と同様です。P.23にある記入例をご参照ください。

【府中市行政提案型協働事業提案申込書】〈採択された場合のみ〉

1 団体所在地

事務所がある場合は事務所の所在地を、事務所がない場合や任意団体の場合は代表者の自宅の所在地を記入してください。

2 団体名

団体名称を記入してください。

3 代表者名

法人の場合は理事長名、任意団体は代表者の名前を記入し、理事長の印、又は代表者の個人印を押印してください。

※「〇〇会の印」ではなく、「〇〇会会長の印」を押印してください。

4 事業責任者氏名

提案に係る責任者を記入してください。(代表者と同一の場合は「代表者に同じ」と記入してください。)

5 事業名

提案する事業の名称を簡潔・明瞭に設定してください。

なお、「府中市行政提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」「事業収支予算書」も同様の名称を記入してください。

2か年分の事業の提案を考えている場合、
(1年目)、(2年目)と記入してください。

府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（1年目）

団 体 名	〇〇〇会		
事 業 名	市民協働啓発動画の制作		
事業の目的・必要性	（どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。） （現状と課題）府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めているが、平成29年に実施した市政世論調査において、「協働」の言葉も意味も知らないと回答した市民が45%にのぼり、協働の認知度に課題がある。また協働の意義や利点をそのまま解説しても、市民にすんなり理解してもらうのは難しい。 （必要性）そのため、市民の目線から、親しみやすく、わかりやすい市民協働啓発のアニメーション動画を制作することで、より多くの市民に協働を意識してもらい、市民活動の活性化や市民協働のより一層の推進を図ることができる。		
提案内容	事業実施時期	平成31年4月1日から11月30日まで（予定）	
	実施場所	市民活動センターほか（予定）	
	対象者	市民	
	実施内容	市民協働啓発動画の企画、制作。 多様なアニメ風キャラクターが協働をテーマにしたトークを展開する。 声優やキャラクター名を広報等により公募し、多くの市民を巻き込みながら誰もが親しみやすいアニメーション動画を制作する。	
	他団体等との連携	有（想定している団体等）・無	
事業成果	期待する事業成果	（実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。） 協働に対する関心と理解を高めることができる。	
	事業成果の活用方法及び将来の展望	（どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。） 完成した動画をイベントやホームページで公開する。また、SNS等で広く一般に拡散し、長期にわたって閲覧機会を提供する。	

協働の意義及び役割分担	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 声優やキャラクター名の募集など、市民を巻き込みながら動画を制作していくためには、市の力が必要である。また、打合せ会場の確保など、当会だけでは限界がある。さらに、完成した動画は市の広報媒体等を活用して、市内全域に広げ、より多くの市民の目に触れるようにする必要がある。 市においても、協働の認知度を上げていくことが望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。
	協働することによるメリット	(団体のメリット) 生活者の視点からITを考えることを趣旨としている当団体にとって、より一層の活動展開を図るきっかけになる。 (市のメリット) 行政単独よりも、市民に親しみやすい市民目線の動画を製作することができる。協働がわかりやすく伝わり、認知度が向上する。
	協働することによる相乗効果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 協働に対する市の取り組み、団体活動に対する関心と親近感を高めることができる。
	役割分担	(団体の役割) 企画、運営。動画の構成、編集などの作業全般。
		(市の役割) 出演者の手配および連絡、会場確保、広報など。
実現性（実施スケジュール）	時期	内容
	平成31年4月 平成31年5月 平成31年6月 平成31年7月 平成31年8月 平成31年10月 平成31年11月 平成31年12月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。) ・団体と市の打合せ ・キャラクター、シナリオ案の作成(団体) ・声優の募集(市)、キャラクター名の募集 ・声優オーディションの実施(市・団体) ・収録の実施(市・団体) ・完成、納品(団体) ・広報・市ホームページ掲載(市)、イベントでのPR(市・団体) ・振り返りの実施(市・団体)、報告書提出(団体)
事業のアピールポイント		(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。) 啓発動画を通じて、声優やキャラクター名の応募など、老若男女、どのような形でも参加することができ、アニメーション制作という非日常の場に携わることができます。参加することで興味がわき、取組への共感も得られ、さらに共に創り出す感動を味わうことができます。多くの方に参加いただき、協働の輪を広げていきましょう！
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり		

府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（2年目）

団 体 名		〇〇〇会
事 業 名		市民協働啓発動画の制作
事業の目的・必要性		（どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。） （現状と課題）府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めているが、平成29年に実施した市政世論調査で、知らないと回答した市民が45%にのぼる。1年目の提案書と同内容と協働の意義や利点をそのまま解説していただく。協働の意義や利点を説明するのは難しい。 （必要性）そのために、わかりやすい市民協働啓発のアニメーション動画を制作することで、より多くの市民に協働を意識してもらい、市民活動の活性化や市民協働のより一層の推進を図ることができる。
提案内容	事業実施時期	平成32年4月1日から11月30日まで（予定）
	実施場所	市民活動センターほか（予定）
	対象者	市民
	実施内容	① 市民協働啓発動画の続編の企画、制作。 1作目に登場したキャラクターが、実際に行われている協働事例を紹介し、動画を見た人がより具体的に協働をイメージしやすい内容にする。 ② 市内事業者との協働による啓発動画キャラクターの活用や、アンケートの実施など、さらに多くの市民を巻き込むことで、参加・共感・共創・感動の、協働のプロセスを広げていく。
他団体等との連携		有（想定している団体等 市内事業者等 ）・無
成果	成果	（実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。） 協働に対する関心と理解を高めることができる。
	事業成果の活用方法及び将来の展望	（どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。） 1年目は協働を知らない人や興味がない人に興味を持ってもらえるようアプローチする。 2年目はその続編として、より具体的に協働をイメージできるよう、協働の事例を交えながら紹介する内容とする。 さらに、市内事業者に啓発動画キャラクターの活用や、アンケートの実施など、多くの市民を巻き込みながら協働の輪を広げていく。

2か年分の事業の提案を考えている場合、2か年行うことにより、どのように事業がステップアップしていくか記入してください。

協働の意義及び役割分担	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 協働事例の紹介や取材の交渉、事業者の協力依頼には市の力が必要である。また、打合せ会場の確保など、当会だけでは限界がある。さらに、完成した動画は市の広報媒体等を活用して、市内全域に広げ、より多くの市民の目に触れるようにする必要がある。 市においても、協働の認知度を上げていくことが望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。
	協働することによるメリット	(団体のメリット) 生活者の視点からITを考えることを趣旨としている当団体にとって、より一層の活動展開を図るきっかけになる。 (市のメリット) 行政単独よりも、市民に親しみやすい市民目線の動画を制作することができる。協働がわかりやすく伝わり、認知度が向上する。
	協働することによる相乗効果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 協働に対する市の取り組み、団体活動に対する関心と親近感を高めることができる。さらには企業との協働の促進につながる。
	役割分担	(団体の役割) 企画、運営。動画の構成、編集などの作業全般。
		(市の役割) 協働事例の紹介、協力事業者の募集、会場確保、広報など。
実現性(実施スケジュール)	時期	内容
	平成32年4月 平成32年5月 平成32年6月 平成32年7月 平成32年10月 平成32年11月 平成32年12月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。) ・団体と市の打合せ ・協働事例の紹介・取材交渉(市)、シナリオの作成(団体) ・収録の実施(市・団体) ・キャラクター活用PRチラシの作成(団体)、市内事業者へ活用の依頼(市) ・動画の完成、納品(団体) ・広報・市ホームページ掲載(市)、イベントでのPR(市・団体) ・振り返りの実施(市・団体)、報告書提出(団体)
事業のアピールポイント		(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。) 啓発動画を通じて、声優やキャラクター名の応募など、老若男女、どのような形でも参加することができ、アニメーション制作という非日常の場に携わることができます。参加することで興味がわき、取組への共感も得られ、さらに共に創りだす感動を味わうことができます。多くの方に参加いただき、協働の輪を広げていきましょう！
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり		

2か年分の事業の提案を考えている場合、
(1年目)、(2年目)と記入してください。

事業収支予算書(1年目)

事業名	市民協働啓発動画の制作
-----	-------------

1 収入の部

科目	金額	財源の明細等
市委託料	380,000 円	
	円	
	円	
	円	
合 計	380,000 円	

2 支出の部

科目	金額	経費の明細等
報償費(謝礼金)	15,000 円	声優謝礼 3,000 円×5人
消耗品費	102,000 円	動画編集ソフトウェア 38,000 円 画像編集ソフトウェア 4,000 円 USB メモリ/HDD・ケーブル(データ保管・ 変換用) 50,000 円 ・文具・用紙・トナー代(絵コンテ作成・写 真出力用) 10,000 円
印刷製本費	0 円	
通信運搬費	3,000 円	交通費 3,000 円(スタジオー府中間)
保険料	0 円	
使用料及び賃借料	260,000 円	スタジオ使用料 50,000 円 イラスト制作費 150,000 円 音楽効果費 60,000 円
設営費	0 円	
賄費	0 円	
合 計	380,000 円	

事業収支予算書（2年目）

事業名	市民協働啓発動画の制作
-----	-------------

1 収入の部

科目	金額	財源の明細等
市委託料	350,000 円	
	円	
	円	
	円	
合 計	350,000 円	

2 支出の部

科目	金額	経費の明細等
報償費（謝礼金）	15,000 円	声優謝礼 3,000 円×5人
消耗品費	22,000 円	USB メモリ/HDD（データ保管用）12,000 円 文具・用紙・トナー代（絵コンテ作成・写真出力用） 10,000 円
印刷製本費	50,000 円	キャラクター活用PRチラシ 500 枚
通信運搬費	3,000 円	交通費 3,000 円（スタジオー府中間）
保険料	0 円	
使用料及び賃借料	260,000 円	スタジオ使用料 50,000 円 イラスト制作費 150,000 円 音楽効果費 60,000 円
設営費	0 円	
賄費	0 円	
合 計	350,000 円	

〈 採択された場合のみ提出してください 〉

府中市行政提案型協働事業提案申込書

平成**年 **月 **日

提出日（採択の通知があった日から9月30日まで）

府中市長

団体所在地 府中市宮西町2-24

団体名 ○○○会

代表者名 代表 府中 太郎

事業責任者氏名 代表者に同じ

電 話 042 (335) 4414

府中

府中市行政提案型協働事業について、次のとおり提案します。

事業名	市民協働啓発動画の制作
添付書類	1 事業実施計画書 2 事業収支予算書 3 団体概要書 4 団体の定款又は会則 5 団体の会員名簿

V 総合計画該当チェックシート

府中市では、平成26年度から平成33年度までの8年間を計画期間とする「第6次府中市総合計画」を策定し、この計画に基づき、まちづくりを進めています。

「第6次府中市総合計画」は、市が将来どのようなまちにしていけるか、そのためにどのように取り組んでいくかについて、総合的かつ計画的に取りまとめたものです。

なお、平成30年度からの「第6次府中市総合計画後期基本計画」は、市のホームページでご覧いただけます。

**企画提案する事業は、「第6次府中市総合計画」のどの施策に位置付けられていますか？
位置付けられるものにチェックしてみてください。**

1 人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）	
1 健康づくりの支援 ……健康推進課	14 介護保険制度の円滑な運営 ……介護保険課
2 母子保健の充実 ……健康推進課	15 障害者への相談支援機能の充実 ……障害者福祉課
3 疾病予防対策の充実 ……健康推進課	16 障害者の社会参加支援 ……障害者福祉課
4 地域医療体制の整備 ……健康推進課	17 障害者の就労支援 ……障害者福祉課
5 保養機会の提供 ……住宅勤労課	18 障害者の地域生活支援 ……障害者福祉課
6 地域における子育て支援 ……子育て支援課	19 高齢者医療制度の普及と推進 ……保険年金課
7 子育て家庭の育児不安の解消 ……子育て支援課	20 国民健康保険の運営 ……保険年金課
8 子育て家庭の経済的負担の軽減 ……子育て支援課	21 国民年金の普及 ……保険年金課
9 ひとり親家庭への支援 ……子育て支援課	22 低所得者の自立支援 ……生活援護課
10 教育・保育サービスの充実 ……保育支援課	23 勤労者の福利厚生支援 ……住宅勤労課
11 高齢者の生きがいづくりの支援 ……高齢者支援課	24 公的な住宅の管理運営 ……住宅勤労課
12 高齢者の就労支援の促進 ……住宅勤労課	25 支え合いのまちづくりの促進 ……地域福祉推進課
13 高齢者の生活支援 ……高齢者支援課	26 福祉のまちづくりの推進 ……地域福祉推進課

2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 27 自然・生態系の保護と回復
……環境政策課 | 33 ごみの発生抑制と資源化推進
……ごみ減量推進課 |
| 28 緑のまちづくりの推進
……公園緑地課 | 34 交通安全の推進
……地域安全対策課 |
| 29 環境に配慮した活動の促進
……環境政策課 | 35 地域安全の推進
……地域安全対策課 |
| 30 まちの環境美化の推進
……環境政策課 | 36 危機管理対策の強化
……防災危機管理課 |
| 31 公害対策の推進
……環境政策課 | 37 消防力の充実
……防災危機管理課 |
| 32 斎場・墓地の管理運営
……住宅勤労課 | |

3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 38 人権意識の醸成
……政策課 | 49 スポーツ環境の整備
……スポーツ振興課 |
| 39 平和意識の啓発
……文化生涯学習課 | 50 教育環境の充実
……教育総務課 |
| 40 男女共同参画の推進
……地域コミュニティ課 | 51 教育・指導内容の充実
……指導室 |
| 41 都市間交流の促進
……協働推進課 | 52 学校給食の充実
……学務保健課 |
| 42 国際化の推進
……協働推進課 | 53 児童・生徒の健康づくりの推進
……学務保健課 |
| 43 学習機会の提供と環境づくりの推進
……文化生涯学習課 | 54 学校施設の保全
……学校施設課 |
| 44 図書館サービスの充実
……図書館 | 55 青少年の健全育成
……児童青少年課 |
| 45 市民の文化・芸術活動の支援
……文化生涯学習課 | 56 地域コミュニティの活性化支援
……地域コミュニティ課 |
| 46 文化施設の有効活用
……文化生涯学習課 | 57 市民活動の促進と市民協働の推進
……協働推進課 |
| 47 歴史文化遺産の保存と活用
……ふるさと文化財課 | |
| 48 スポーツ活動の普及・促進
……スポーツ振興課 | |

4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

58 計画的な土地利用の推進 ……計画課	68 下水道施設の機能確保 ……下水道課
59 良好な開発事業の誘導 ……計画課	69 中小企業の経営基盤強化の支援 ……経済観光課
60 震災に対応した建築物の誘導 ……建築指導課	70 地域商業の振興 ……経済観光課
61 質の高い建築物の確保 ……建築指導課	71 工業の育成 ……経済観光課
62 魅力ある景観の形成 ……計画課	72 観光資源の活用・創出による地域 活性化 ……経済観光課
63 駅周辺整備事業の計画的推進 ……地区整備課	
64 けやき並木と調和したまちづくりの推進 ……土木課	73 消費生活の向上 ……経済観光課
65 公共交通の利便性の向上 ……地域安全対策課	74 農地の保全、府中産農産物の流通 拡大と担い手の育成 ……経済観光課
66 道路等の整備 ……土木課	75 農業とふれあう機会の拡充 ……経済観光課
67 道路等の適正な維持管理 ……管理課	

総合計画の実現に向けて（行財政運営）

76 広報活動・情報公開の充実 ……広報課	80 市民ニーズや行政課題に的確に対 応できる人材の育成 ……職員課
77 広聴活動の充実 ……広報課	81 安定的な行政サービスの提供 ……政策課
78 計画の着実な推進に向けたPDCAサイ クルの充実 ……政策課	82 情報通信技術の活用 ……情報管理課
79 長期的視点に立った公共資産の維持・活 用 ……建築施設課	83 持続可能な財政運営 ……財政課

VI よくある質問

■提案について

Q1 個人での提案はできますか？

A1 個人からの提案は対象外です。協働事業提案制度は、市民（団体）と市とが協働で行う事業です。

Q2 企業でも提案することは可能ですか？

A2 可能です。府中市では、事業者（企業等）も協働の主体としていることから、提案することができます。ただし、営利目的となる事業は対象外ですので、ご注意ください。

Q3 複数の団体による共同提案は可能ですか？

A3 可能です。ただし、団体概要書や名簿はそれぞれ提出が必要となります。
なお、代表となる連絡者は1名、補助金や委託料の振込に必要な口座は1件となりますので、ご注意ください。

Q4 提案できる団体に、“市内に活動拠点を有する”、“府中市内で活動している”とありますが、団体の構成員のほとんどが市外在住者の場合、応募はできないのでしょうか？

A4 府中市では、協働の主体となる市民を、“市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人”としています。
そのため、府中市内で事業を実施し、市民サービスの向上に寄与することが認められる事業であれば、団体の構成メンバーが市外の人であっても問題ありません。

Q5 市民提案型協働事業と行政提案型協働事業の2つに提案することは可能ですか？

A5 可能です。それぞれの制度は1団体につき1事業までの提案となりますが、2つの制度それぞれに1事業ずつ提案することはできます。

Q6 応募方法の中で、“担当課との調整”とありますが、担当課と打合せを実施した結果、事業内容が変わることがあるのでしょうか？

A6 担当課との打合せは、提案いただいている事業をより実行性の高いものとするために実施します。
そのため、打合せを踏まえて、より効果的な事業なるように、事業内容や役割分担等について修正がある場合があります。

Q7 複数年度にまたがる事業を提案することはできますか？

A7 事業の実施は単年度で成果が得られるものとなりますが、同一事業について2か年の提案も可能です。2か年分の事業提案をいただくことで、2年目の公開プレゼンテーションを省略し、継続して事業実施することが可能になります。

ただし、市役所の会計年度の都合上、時期がきましたら要望書の提出をいただくことになりますので、ご承知おきください。

また、目標・成果の設定や事業の発展性から、2か年で提案をいただいても単年度事業として採択される場合もありますので、ご承知おきください。

■提案書の記入について

Q8 役割分担の中の“市の役割”として、どのようなものがありますか？

A8 市の役割は、イベントのPRや情報発信、情報提供、関係機関や関連団体との調整、事業の補助、イベント当日の運営など、事業内容によって様々な役割が想定されます。協働事業は、それぞれの得意分野を生かすことによる相乗効果を期待するものであるため、事業内容に沿ってどのような役割を市に期待するのかを考えたいうえで、打合せ時に相談をしてみましょう。

Q9 総事業費のうち対象経費からしか補助金が交付されないのであれば、対象外経費を記載する必要はないのではないですか？

A9 事業規模や総事業費に占める補助金の割合を把握するため、記載をお願いします。

■事業内容について

Q10 すでに市から後援をいただいている事業の申請を検討しています。新たな事業でないと申請できないでしょうか。

A10 既存の事業でも構いませんが、市との協働の必要性についてよくご検討いただく必要があります。

Q11 事業の実施を4、5月に考えていますが、日程的に厳しいでしょうか。

A11 予算の可決（3月下旬）から事業実施までの時間的余裕がないこと、補助金等は当該年度にならないと支払いができないことから、余裕をもって実施する方が望ましいです。

Q12 会場を前年度からおさえたいのですが、会場使用料を前年度中に支払うことは可能ですか。

A12 会場使用料や保険料など、前年度中に支払いが必要な場合は例外的に認めています。ただし、補助金等は当該年度にならないと支払いができませんので、ご承知おきください。

Q13 動画や冊子の作成など、イベント以外の提案でもよいですか？

A13 問題ありません。

Q14 実施場所は府中市内のみですか？

A14 市民の利益又は社会全体の利益につながる事が前提にあり、市民の参加しやすさを考えると市内が望ましいですが、市外の資源を活用することで事業効果が高まるものであれば、市外も可能です。

■事業費について

Q15 事業実施にあたり、参加費や協賛金などを徴収しても問題はありませんか？

A15 問題ありません。今後の自立性や継続性の確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。

Q16 食べ物の販売などで売上を出すことは可能ですか？

A16 営利目的ではなく、実費相当分など妥当な範囲内であれば可能です。
ただし保健所への手続き等をお願いいたします。

Q17 当日のスタッフへの謝礼は補助対象ですか？

A17 団体構成員への謝礼は対象外です。

Q18 団体構成員以外のボランティアの方に謝礼を支払うことは可能ですか。

A18 提案された事業を、提案団体が実施できることが前提です。
ただし、専門的な資格を有する方の協力がないと事業が実施できない等の理由がある場合は可能です。

Q19 “第6次府中市総合計画”や後期基本計画は、どこで見ることが出来ますか？

A19 市役所3階市政情報公開室、市政情報センター、中央・各地区図書館、スクエア21・女性センターでご覧いただけます。また、市ホームページにも掲載しています。

■事前相談について

Q20 事前相談はメールでもよいですか？

A20 直接お越しいただくのが望ましいと考えています。
ただし、ある程度事前にご不明点等をすり合わせた方がスムーズですので、まずは電話で市民活動センター（042-319-9703）にご連絡ください。

Q21 事前相談に制限時間はありますか？

A21 ありません。

Q22 事前相談の段階では、企画が漠然としていてもよいですか？

A22 漠然としすぎていると打合せに時間がかかってしまうため、ある程度のイメージが固まっているとよいでしょう。

ただし、提案書の「第6次府中市総合計画の位置付け」など、記入が難しい部分は未記入でも構いません。書類の書き方等を含めてお早めにご相談ください。

なお、メールでの書類提出も可能ですが、採択された場合は、要望書等に押印した原本をご提出ください。

Q23 募集要項や提出書類はデータでありますか？

A23 市ホームページに PDF 版と Word 版を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

■その他

Q24 2か年の事業を提案し、採択されたのですが、実施できなくなってしまった場合、どうすればよいですか？

A24 実施できなくなった段階で、市担当課と相談のうえ、協働推進課にご相談ください。

Q25 2か年で事業を提案したのですが、単年度での採択となりました。どうすればよいですか。

A25 2か年で事業を実施したい場合、翌年度の提案募集の際に再度ご提案ください。なお、応募の際には、選考結果を踏まえ、提案内容の見直しを行ってください。

Q26 単年度で提案した事業を継続して実施したいのですが、申込みしそびれてしまいました。どうすればよいですか。

A26 市民活動センターにご相談ください。民間の助成金等をご紹介します。あわせて市担当課にも翌年度の関わり方などよく相談してください。

VII 提案型協働事業審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わるのがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合 計			100

VIII 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの

- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設営費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(交付の要望に伴う手続)

第7条 市長は、規則第3条の規定による補助金の交付の要望を受けたときは、当該要望をした者に対し、公開の場で当該要望に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、前項に規定する要望に係る市民提案型協働事業の具体的な効果の検討に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

(補助金の請求)

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより当該決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回

るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年10月23日要綱第78号)

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。